

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱において、 「特に効果が高いと認める」事業について（考え方の整理）

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱別表（第4条関係）にある「知事が特に効果が高いと認める」事業について考え方を整理する。

- 本補助金において「知事が特に効果が高いと認める」事業に対しては、男女共同参画団体活動促進事業毎に、100千円を上限に補助している。
- 申請団体においては、まず、申請する事業が補助対象となるか否かについて、「山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金交付要綱」、「令和6年度山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金要領」及び「山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金 Q&A」を必読し申請の判断をされたい。
- その中で、「知事が特に効果が高いと認める」事業として、100千円の補助申請を検討する場合は、次の内容（フロー図⑤のボックス）を確認し、申請の判断をされたい。

① 男女共同参画に資する事業の実施を企画

⇒ ② 山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金への申請を検討・準備

⇒ ③ 要綱・要領・Q&Aを確認し申請書を作成

⇒ ④ 申請する内容が、要綱・要領・Q&Aに合致するか確認

⇒ ⑤ 50千円の枠での申請の場合は、申請書を山梨県に申請

⑤ 100千円の枠で申請する場合は、次の内容を確認し、申請するか否かを判断



【 特に効果が高いと認める事業の考え方について 】

【 事業の発展性 】

- ・ 当該補助事業の実施を契機に、継続して地域の男女共同参画が推進されるといった「事業の発展性」が認められる事業内容であること。
- ・ 具体的には、事業に参加・携わった個人・団体等が、事業を通じて学んだこと・感じたことを持ち帰り、その後、本補助金の活用がなくとも各々が実施して普及啓発活動を実施するなどし、地域社会に男女共同参画の考え方や概念の浸透が図られていくストーリーが確認できること。
- ・ 事業効果が単発（その補助事業を実施することのみが目的）でないこと。

【 他団体等との協働 】

- ・ 当該補助事業が「他団体と協働して実施されており、事業効果の更なる拡大、事業後における取り組みの広がり」が認められる事業内容であること。
- ・ 具体的には、事業を複数団体が協働して実施するといった連携体制を構築することで、男女共同参画の考え方に触れるステークホルダーを当初の事業計画より更に多く獲得することが可能であり、男女共同参画に向けて行動する個人・団体等の裾野を広げていくといったストーリーが確認できること。
- ・ 他団体との協働により強固な連携体制が構築されることにより、当該補助事業終了後も引き続き連携体制が確保されることで、男女共同参画に資する取り組みが継続して実施されることが確認できること。
- ・ 補助事業に複数団体が参加することにより、事業効果が最大限発揮されるのみならず、当初目的以上の副次的な事業効果を獲得することができ、結果として、多くの県民に男女共同参画の概念の浸透が図られる内容であること。
- ・ 申請団体構成員のみが参加できる事業（研修や視察など）でないこと。

【 その他 】

- ・ 補助額50千円（上限）の対象となる事業以上の事業効果を具体的に説明できる内容であること。



⑥ 「特に効果が高い事業」として、100千円の枠で申請